

## 平成25年度 全国獣医師会事務・事業推進会議の開催

平成25年度 全国獣医師会事務・事業推進会議が、平成25年7月12日、ホテルフロラシオン青山2階「芙蓉」にて、全国55都道府県市獣医師会の担当役員・事務局職員出席のもと開催された。

本会議では、説明・報告事項について、①「日本獣医師会説明事項」として、平成25年度 事業計画、獣医学術学会事業関係（学会活動参加費等の取り扱いに関する事項、獣医学術地区学会役員決定の報告等、獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催）、獣医学術講習会研修会事業、日本獣医師会獣医師生涯研修事業、獣医事対策等普及啓発事業（2013動物感謝デー in JAPAN、日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業）、動物福祉適正管理施策支援事業（動物適正管理個体識別登録等普及推進事業、日本獣医師会日本動物児童文学賞事業）、東日本大震災への対応（義援金の募集と配分、動物救護活動）、日本獣医師会獣医師福祉共済事業（生命共済保険事業、獣医師賠償共済事業）の説明が行われた後、続いて②「決議要望事項・照会事項」として、平成24年度に実施された地区獣医師大会における決議要望事項等の内容とその対応について説明が行われ、さらに、③新法人移行後の法人運営実務研修「新法人移行後の法人運営と行政庁の監督権限」が行われた（本会議の概要は下記のとおり）。

### 平成25年度 全国獣医師会事務・事業推進会議の概要

I 日 時：平成25年7月12日(金) 13:30～17:00

II 場 所：ホテルフロラシオン青山2階「芙蓉」

III 出席者：

- 1 全国55都道府県市獣医師会  
担当役員・事務局職員
- 2 日本獣医師会  
会 長：藏内勇夫  
専 務 理 事：矢ヶ崎忠夫  
事務局職員：15名

IV 説明・報告事項

#### 1 日本獣医師会説明事項

- (1) 平成25年度 事業計画
- (2) 獣医学術学会事業関係
  - ア 学会活動参加費等の取り扱いに関する事項
  - イ 獣医学術地区学会役員決定の報告等

ウ 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催

(3) 獣医学術講習会研修会事業

(4) 日本獣医師会獣医師生涯研修事業

(5) 獣医事対策等普及啓発事業

ア 2013動物感謝デー in JAPAN

イ 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業

(6) 動物福祉適正管理施策支援事業

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

イ 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業

(7) 東日本大震災への対応

ア 義援金の募集と配分

イ 動物救護活動

(8) 日本獣医師会獣医師福祉共済事業

ア 生命共済保険事業

イ 獣医師賠償共済事業

#### 2 決議要望事項・照会事項

- (1) 平成24年度 地区大会決議・要望事項等に対する

対応

### 3 移行後の法人運営実務研修

「新法人移行後の法人運営と行政庁の監督権限」

## V 概要

### 【開 会】

日本獣医師会事務局の司会で、次のとおり会議が進められた。

### 【開会の挨拶】

藏内会長から、大要次のとおり挨拶が行われた。

本日は猛暑の中、遠路ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび、公益社団法人日本獣医師会の第70回 通常総会及び平成25年度 第2回理事会において第12代の会長に選任いただきました藏内でございます。全国獣医師会事務・事業推進会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきますと思います。

本日お集まりの事務方の皆様のお蔭で、地方獣医師会、そして日本獣医師会は成り立っています。私自身は20年間、福岡県獣医師会の会長を務めました。その中で私が一番大切に思っているのは、この事務方の皆様の存在です。本日開催のこの会議を契機といたしまして、今後、日本獣医師会に対してさらに幅広いご支援を賜うことができますように、冒頭ではありますが心からお願いを申し上げる次第でございます。

さて、先般の総会で会長就任の挨拶をした時、私は二つのことを地方獣医師会の皆様方に申し上げました。

一つは、今日、日本獣医師会、あるいは地方獣医師会が抱えている問題は多岐に亘り、困難な問題が山積いたしている訳であります。獣医療の充実、獣医学教育の改善、あるいは動物愛護の推進、動物看護職の問題等々でございます。

中でも狂犬病予防体制整備の問題、これは速やかに適正化をしなければならない、地方獣医師会の運営の根幹に関わる問題であると思っております。このような問題を解決することは非常にハードルが高く、また、時間的にも簡単には解決できない問題であります。

しかし、私は地方の政治家といたしまして、何事も問題解決にはスピード感を持って当たらなければならない、どんなに良い政策決定をしたとしても、タイミングを誤ると世の中の評価はまるで逆になってしまうということを存じております。そういう意味では、皆様と情報を共有する中で私は熟慮断行する執行部を標榜し、問題の解決にスピード感を持って当たっていきたくと思っております。

そしてもう一つは、地方獣医師会と日本獣医師会が一体となった心構え、気持ちで、これらの問題に対応していかなければならないということであろうと思っております。

福岡県獣医師会の会長を20年間務めまして、日本獣

医師会会長に選任いただいたことは非常に身の引き締まる思いであり光栄でございますが、何よりも、福岡県獣医師会会長としての20年間を大過なく務めることができましたことにホッといたしました。

地方獣医師会においては、例えば、鳥インフルエンザ、口蹄疫、様々な事象が不可抗力的に発生する訳でございますが、何か問題が発生すれば会長が責任を取らなければならない、これが会のリーダーのあり方であると私は思っております。

そのような中で、20年間の在任期間中に大過なく会長職を務めることができましたことは、偏に福岡県獣医師会の事務局、スタッフの努力のお蔭だと思っております。このような意味でも、本日のこの会議は極めて重要な会議であり、地方獣医師会と日本獣医師会とが情報を共有し、そして一体感を持って物事の解決に当たる、これが皆様方と顔を一つに合わせるの、この会の大きな目的、役割ではないかと思っております。

さらに、福岡県獣医師会の会長として務めた最後の理事会において、様々な意見はありましたものの会費の値上げを決定することができました。

組織というもの、財政的に確立されていなければ会員の負託に応えることができません。そのような意味でも、我々日本獣医師会は地方獣医師会の皆様方に対して率直に色々な意見を申し述べさせていただいて、それと同時に、皆様方からも忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと、このように願っているところでございます。

本日はさらに公益法人移行後の法人運営の実務に関する講演も予定しており、今後の地方獣医師会の運営に非常に大事な話ではなかろうかと思っております。

全国の獣医師会の事務局がお互いに顔を見知り合い、そして良い連携の中でそれぞれが抱える問題を解決し、地方獣医師会、そして日本獣医師会の発展に結び付けていただきたいと願っている次第でございます。

限られた時間ではございますが、最後までご協力をいただきますことを心からお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

## 【議 事】

### 1 日本獣医師会説明事項

矢ヶ崎専務理事から挨拶及び平成25年度 事業の概況について説明された後、事務局担当者から、①平成25年度 事業計画、②獣医学術学会事業関係として、学会活動参加費等の取り扱いに関する事項、獣医学術地区学会役員決定の報告等、獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催（本会三役、学会長・副学会長の出席）について、③獣医学術講習会研修会事業として、昨年に引き続いて獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る研修・講習会の実施依頼と例年の3分野の講習会について、④

日本獣医師会獣医師生涯研修事業として、これまでの申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数と今後の事業の推進について、⑤獣医事対策等普及啓発事業として、2013動物感謝デー in JAPANの開催の概要、日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業について、⑥動物福祉適正管理施策支援事業として、動物適正管理個体識別登録等普及推進事業、日本獣医師会日本動物児童文学賞事業について、⑦東日本大震災への対応として、義援金の募集と配分、動物救護活動について、⑧日本獣医師会獣医師福祉共済事業として、生命共済事業、獣医師賠償共済事業について概要が説明された。

各内容について質疑応答が行われ、主な内容として、地方獣医師会がマイクロチップの登録データを取りまとめた場合の登録料の徴収方法と金額について、環境省が計画しているマイクロチップリーダーの所持状況調査の対象や内容について、獣医師生涯研修事業で作成を予定しているシステムの今後のスケジュールと在宅研修用教材について、それぞれ事業内容の確認等が行われた。

## 2 決議要望事項・照会事項

事務局から、平成24年度に実施された地区獣医師大会における決議要望事項等の内容とその対応について説明が行われた。

## 3 移行後の法人運営実務研修

テーマ「新法人移行後の法人運営と行政庁の監督権限」日本コンサルティング株式会社の吉田 聖氏を講師として、「新法人移行後の法人運営と行政庁の監督権限」について法人運営実務研修を行った。

①移行後の機関運営、役員の損害賠償責任、②行政庁の監督権限、③定期報告書類作成上の留意点について、それぞれポイントを抑えた説明が行われた後、大要以下の質疑応答が行われた。

Q1：議事録の署名人は事務局職員でも良いか。

A1：業務執行理事や会長理事が署名することが望ましいが、業務執行理事からの指示のもとに事務局職員が議事録を作成することでも良い。

Q2：代表理事が代わる場合の通知文書の発信者は誰になるのか。

A2：通知文書の発信時における代表理事が発信者となる。

Q3：「計算書」と「計算書類等」の違いは何か。

A3：「計算書」は貸借対照表と損益計算書を指し、「計算書類等」はこれに加えてさらに監査報告書と財産目録も含まれる。

Q4：理事会における決議事項の「同意書」が必着すべき日に届かなかった場合にはどうなるのか。

A4：決議の省略のためには全ての者の同意を得なければならないので、「何月何日に決議があったとみなす」または「何月何日までに出示してください」と伝えていても、同意書が到着しなければ決議の省略はできないということになる。同意書の到着が必要とされる最後の者の「同意書が到着した日」が「決議の省略とみなす日」となる。

Q5：理事の報酬がない場合には損害賠償保険に入る必要はないのか。

A5：役員報酬がなければその役員が絶対に負担しなければならない賠償額は無いので、理事会や社員総会の決議で全額を免除できるということになる。決議ができなければ責任を負うことになるが、決議ができれば責任を負うことはない。一般的に求められる職務を執行していれば理事会での決議を得られると思われるので保険の必要性はないのではないかと。また、役員報酬がある場合、その報酬に基づいて負担しなければいけない額が決定するので、その分を保険で賄うための保険加入の必要について考えなければならないと思われる。

Q6：議事録に記載する最後の日付については、議事署名人の署名が確認された日付か、または、理事会当日の日付か。

A6：理事会の日に署名が得られればその日で良いし、後日でも構わない。

Q7：議事録に印鑑証明は必須か。

A7：議事録に代表理事が捺印をしている場合には、代表理事は法人が届け出ている実印を押すことになり、法務局に提出できる内容になるので印鑑証明の必要はない。しかし、代表理事が出席しない場合には全ての理事が押さなければいけない場合があり、議事録を法務局に登記しなくて良い内容であれば印鑑証明の必要はないが、法務局に登記しなければならない場合には、押印された印鑑が公的なものであることを証明するためにも印鑑証明は必須になる。